





5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

(都道府県計画の作成のための援助)

第十二条 国は、都道府県に対し、都道府県計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。  
(資金の確保等)

第十三条 國及び地方公共団体は、計画水道原水水質保全事業を円滑に実施するために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんその他の援助に努めるものとする。  
(淨化槽整備事業の円滑な実施)

第十四条 都道府県計画に定められた第二条第四項第四号に掲げる事業を実施する市町村は、当該事業の実施区域内において雑排水を排出する者に対し、当該事業を円滑に実施するために必要な助言又は勧告をすることができる。

2 国は、前項の事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助する  
(費用の負担等)

第十五条 第五条第五項の地方公共団体又は河川管理者事業計画に定められた河川水道原水水質保全事業を実施する国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長は、計画水道事業者に対し、同条第四項第四号又は第七条第五項第四号に掲げる額を負担させることができる。

2 地方公共団体である計画水道事業者は、前項の規定により負担するときは、計画取水地点に係る第二条第一項の水道事業又は水道用水供給事業の特別会計において負担するものとする。

3 第一項の規定による負担金の徴収方法については、国の行政機関の長が負担させるものについては政令で、地方公共団体の長又は地方公共団体が負担させるものにあつてはこれら的地方公共団体の条例で定める。  
(河川管理者事業計画に係る負担金の帰属)

第十六条 前条第一項の規定による河川管理者事業計画に係る負担金は、国の行政機関の長が負担させるものにあつては国、地方公共団体の長が負担させるものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。  
(強制徴収)

第十七条 第十四条第一項の規定による負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない場合においては、國及び地方公共団体にあつては、条例で定める日から施行する。

## 附 則 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

ができる。

## 附 則

(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権

限は、国土交通省令で定めるところにより、地

方整備局長又は北海道開発局長に委任するこ

ができる。

## 附 則

(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権

限は、国土交通省令で定めるところにより、地

方整備局長又は北海道開発局長に委任すること

ができる。

## 附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

を加える改正規定及び同法第二章中第二十五条の次に二節を加える改正規定(同法第二十一条の二から第二十五条の四まで及び第二十

五条の七から第二十五条の十一までに係る部

分に限る。)を除く。)及び附則第十二条の規

定に二節を加える改正規定(同法第二十

五条の二から第二十五条の四まで及び第二十

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められる日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

を加える改正規定及び同法第二章中第二十五条の次に二節を加える改正規定(同法第二十

五条の二から第二十五条の四まで及び第二十

五条の七から第二十五条の十一までに係る部

分に限る。)を除く。)及び附則第十二条の規

定に二節を加える改正規定(同法第二十

五条の二から第二十五条の四まで及び第二十

五条の七から第二十五条の十一までに係る部

分に限る。)を除く。)及び附則第十二条の規

八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二  
十年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条ま  
で、第六十七条から第二百五十九条まで及び第  
三百八十二条から前条までに定めるもののは  
か、この法律の施行に關し必要となる経過措置  
は、政令で定める。

**附 則** (平成二十三年八月三〇日法律第一  
〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に  
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年一一月二二日法律第  
七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から  
施行し、この法律による改正後の特別会計に  
する法律(以下「新特別会計法」という。)の  
規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

**附 則** (平成二七年五月二〇日法律第二  
二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から  
施行し、この法律による改正後の特別会計に  
する法律(以下「新特別会計法」という。)の  
規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

**附 則** (平成二九年六月二一日法律第四五  
号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行  
する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の三、  
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び  
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す  
る。

**附 則** (令和三年五月一〇日法律第三  
二号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**附 則** (令和四年三月三一日法律第七  
号) 抄

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行  
する。

**附 則** (令和五年五月二六日法律第三六  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行  
する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日  
から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正  
前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含  
む。以下この条及び次条において「旧法令」と  
いう。)の規定により従前の国の機関がした許  
可、認可、指定その他の処分又は通知その他の  
行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、  
この法律の施行後は、この法律による改正後の  
それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以  
下この条及び次条において「新法令」という。)  
の相当規定により相当の国の機関がした許可、  
認可、指定その他の処分又は通知その他の行為  
とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により  
従前の国の機関に対しされている申請、届出  
その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの  
のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規  
定により相当の国の機関に対してされた申請、  
届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前  
の国の機関に対し申請、届出その他の手続を  
しなければならない事項で、この法律の施行の  
日前に従前の国の機関に対しその手続がされ  
てないものについては、法令に別段の定めが  
あるもののほか、この法律の施行後は、これ  
を、新法令の相当規定により相当の国の機関に  
対してその手續がされていないものとみなし  
て、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第三条** 旧法令の規定により発せられた国家行政  
組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二  
条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるも  
ののほか、この法律の施行後は、新法令の相  
當規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法  
(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の  
省令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。